

	第4回審議会意見	計画への反映等
1	<p>計画で「夫婦」という表現が結構書かれている。シングルで育児をしている人たちからするときつい文言だと感じる。本当にそこで「夫婦」という言葉が必要なら使ってもいいと思うが、シングルマザーやシングルファーザーのことも念頭に入れないと疎外感を感じてしまうのではないか。</p>	<p>夫婦という表現は、計画素案（資料3）全体で3か所記述がある。 男女共同の子育てについては、基本理念に記載があり、母親・父親が協力して子育てをしていくことを規定している。また、本市は核家族が多く、夫婦と子どもから成る世帯が多い。第9回計画専門部会では、夫婦円満であることが子どもの育ちに関わるという意見もあり、必要な表現といえる。 また、ひとり親家庭への支援は重要であると考えており、現行計画でも支援内容を明記している。具体的には、保育所優先入所への配慮、ホームヘルパー派遣、母子・父子家庭自立支援給付金の支給など。 表現が必須ではないと思われる下記1か所について、次のように変更する。</p> <p>【資料3 計画素案】 34ページ 2行目「夫婦共働きが一般化」→「共働きが一般化」 --以下は変更なし----- 13ページ 1行目「（夫婦をはじめ）家族（や地域）が協力して」 34ページ 4行目「夫婦で協力して」 ※（ ）内はこれまでの意見による修正部分</p>

<p>(専門部会意見) 父親と母親の問題をわけて考えている傾向がある。家族としてとらえる視点が欠けているのではないだろうか。子どもの権利の尊重を 2 考えるうえでも、家族という視点に立った文言などがあってもいいのではないかと考える。</p>	<p>計画の基本理念3では男女共同の子育てを掲げており、女性の社会進出や根強い固定的な性別役割分担意識によることから、男女協力して子育ての楽しさも含めて共有していくことを記載している。</p> <p>子育て支援ニーズ調査で「母親・父親」でなく「家族」としての視点を入れた調査としたことを受け、重点的な取組③(資料3_13ページ)においても、現行計画から以下のように変更している。</p> <p>【現行計画】 「～夫婦どちらかに過度な負担がかからないよう、協力して行うものですが～」 ↓ 【素案】 「～夫婦をはじめ家族や地域が協力して行うものですが～」</p> <p>また、「母親・父親」「女性・男性」の表現は多数あるが、ニーズ調査の設問・選択肢を転記しているもの、保育ニーズにかかわる女性の就業率に関する表記などは必要な表現である。ただし、必要性のない部分については削除または「親」に変更する。</p> <p>母親…8か所、父親…2か所、女性…1か所 ※資料3では変更箇所を見え消し</p>
--	---

<p>3</p>	<p>「子育て世代包括支援センター」の母子保健と福祉・医療との関係、「子ども家庭総合支援拠点」による総合的連携事業について記載しなければならない。</p> <p>妊娠期からの切れ目のない支援によって、虐待が生まれるような状況に追い込まないようにすることも含め、子どもたちの育ちを保障していく連携と総合化に向けての視点を書き込むようお願いしたい。</p>	<p>「子ども総合支援センター」が、子どもに関する相談や子育て支援、情報提供等を行う総合的拠点として本市における「子ども家庭総合支援拠点」の役割を担う。</p> <p>資料3_14ページ、脚注に次のとおり記載する。 「子育てに関する相談・情報提供・サービス提供などを総合的に展開する「子ども家庭支援センターのどか」と、発達支援を行う「こどもの発達センター ひいらぎ」の機能を併せ持つ施設で、本市において「子ども家庭総合支援拠点」の役割を担う子育て・子育て支援の拠点です。」</p> <p>「子ども家庭総合支援拠点」は、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うため、地域の取組や必要なサービスと有機的につないでいく拠点である。</p> <p>母子保健と福祉・医療との連携については、資料3_14ページ、2段落目の文章中にある「妊産婦や子育て中の親を切れ目なく継続的に見守り、支える環境を整備するとともに～」で触れており、重点的な取組の「13：「母子保健と保育、子育て支援」の連携強化」に位置づけている。</p> <p>虐待の防止も含めた視点については、資料3_14ページ、重点的な取組④、2段落目の文章中に、次のとおり記述する。</p> <p>【変更前】 「～妊産婦や子育て中の親を切れ目なく継続的に見守り、支える環境を整備する～」 ↓ 【変更後】 「～妊産婦や子育て中の親を切れ目なく継続的に見守り、支え、虐待の発生を防止するなど継続的な支援環境を整備する～」</p>
----------	--	---

4	<p>非行の子どもたちの立ち直り支援の問題がほとんど書かれていない。非行はいけないことではあるが、その子どもたちも教育や福祉の対象にしていくという考えは必要で、市としてどのように支えていくかという立ち直り支援の部分についての記載を。</p>	<p>犯罪や非行からの立ち直り支援については、資料3_29ページ「2-1 おとな(親)になることを支える」に記載する。</p> <p>資料3_29ページ_1段落_6・7行目 「<u>貧困やひきこもり、ニート、非行に陥る</u>などの困難な状況にある～」 また、今後の取組において犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える支援について記載する予定</p>
5	<p>性的マイノリティへの取組について、丁寧に見ていきたい。 (専門部会意見) 以前から性的マイノリティの子どもは存在していた。昨今では社会的な課題として知られるようになってきているので、きちんと対応していきたいと思う。</p>	<p>人権尊重の観点から、性的マイノリティへの支援について取り組むことを西東京市第4次男女平等参画推進計画に規定しており、多様な性のあり方を認め合う意識の育成に努めていくとしている。</p> <p>ワイワイプランでは、資料3_21ページ_4段落目に記述している。 また、同ページ6段落6行目には「個々の違いや多様性を認め合い、」という文章を追記している。 今後の取組においては、多様な性・多様な生き方を認める人権尊重の意識づくりについて、学校における教育の実施を記載する予定</p>
6	<p>ひきこもり・不登校への対応についても丁寧に見ていきたい。</p>	<p>資料3_21ページには、悩みや困難を抱える子どもからの相談に対応するための相談機関について記述しており、今後の取組の中では、ひきこもり・不登校の子どもへの支援としてスキップ教室などについて記載する。 また、資料3_29ページ「2-1 心身及び経済的な自立」でも相談、助言または指導を行うことについて再掲している。</p>

7	(専門部会意見) 「親」 「保護者」という表現について	<p>※意見についての検討と計画への反映について</p> <p>第4回子ども子育て審議会 資料3により「親」という表現について、一定の考えを示している。全体をとおして、「親」「保護者」の言葉を使用することについて、以下のとおり整理した。</p> <p>① 基本的にはワイワイプランでは「親」を使用する。 ② ただし、第5章子ども・子育て支援事業計画は法定によるもののため、法令に規定された「保護者」を使用する（現行計画と同様）。 ③ ②以外でも法令の影響を強く受けると考えられる場合には、法令に規定された保護者等を使用する。 ④ 子ども条例リーフレット、ニーズ調査、子どもアンケートの設問・選択肢などから引用している場合は、引用元と表現を合わせる。</p> <p>以上のように整理した結果 【保護者】 80箇所 → 59箇所 【親】 79箇所 → 100箇所</p>
---	-----------------------------	--